

論 説

四川農村の宗族

蕭 紅 燕

中国漢人社会の父系血縁集団-宗族の構造、およびその社会的機能については、人類学をはじめ、社会学・民族学・民俗学・史学・法制学などの諸分野において、中国・日本・欧米などの学者によるすばらしい先行研究が数多くみられている。婚姻連帶による社会結合に比べて、宗族研究はいわばオーソドックスな分野である。したがって、中国研究を志す者にとっては、どうしてもまずそこに熱い視線を向けざるを得ず、先学による研究の層は極めて厚いものである。

筆者の人類学の一学徒としての中国農村でにおける長期滞在による現地調査は、四川がはじめてである。ここでは漢人社会の宗族研究史全般をふりかえる余裕がまだない。ただ、四川東部の1複姓村で得た資料から、移住民社会である四川における社会構造の特徴、あるいは宗族のあり方の地域性について、自分なりに考えてみることとした。

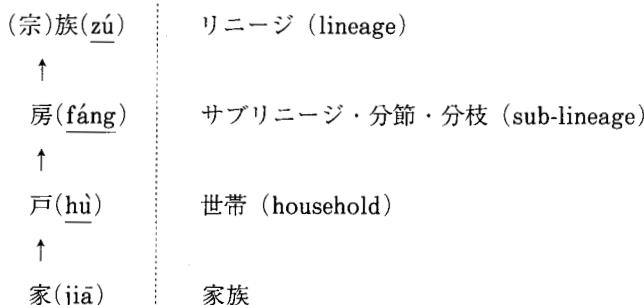
- 一 家・戸・房・族
- 二 祖先祭祀と清明会
- 三 改革・開放後の変化

一 家・戸・房・族

調査地馮村は複姓村である。民国期、解放後、さらに改革・開放以降の各時期を経て、宗族はいかなる変化を遂げてきたのであろうか。ごく限られた資料によるのだが、その変化を追ってみたい。

まず、村人は宗族をどのようにとらえているのか。宗族は、同じ父系出自の系譜関係がたどれる間柄を意味する。つまり、「湖廣填四川」の始遷祖からみて、その子孫は広い意味ですべて同じ宗族の成員とみなされる。移民は、複数の兄弟たちが連れだって四川へ来る場合が多く、兄弟はそれぞれ異なる地域に根を

おろせば、各自の房をもとにした新たな宗族の分節が形成される。ここで宗族の構造をわかりやすくするために、ひとまず下記のように図示しておこう(下線の部分は中国語発音のローマ字表記を示す)。



調査地の人々は宗族のことを「族」または「房族」と表現する。上記のハイアラーキーには、「房」の下に分節を示す「支」が一般的のようだが、調査地では、族譜においては似たような表現があるものの、日常的な場面でのこの言い方は耳にしたことがない。このほか、宗族の中において、相互の遠近・親疎を示す指標として、「遠宗」と「近宗」の区別があり、長男の所属する房を「大宗」、次男以下の属する房を「小宗」という。

この図では、あくまでも便宜的に考えたものであることを一言断っておきたい。「房」とは、「家族的分支」(宗族の分節)を意味し、たとえば、「長房」(長男)、「堂房」「遠房」などの区別がある。父系血縁集団である宗族においては、男兄弟の数だけ「房」が形成されていく。したがって、この「房」という概念もさまざまになる。もっとも小さな「房」は兄弟、あるいは兄弟とその妻子を指す。拡大すれば、たとえば、隆姓宗族の入川始遷祖である「玄二の房」というように、ずっと先へ溯ることも可能である。つまり、ここでは房の分類も「族」に対しての概念というふうにとらえたい。

さらに、ここでいう「家」(jiā)とは、もっとも基本的な社会組織の細胞という意味での「小家」と考える。中国漢人にとっての「家」の範疇は、小さくもできれば、際限なく拡大していくこともできる。ここでは、そのもっとも小さな形態、たとえば、核家族あるいは直系家族という形態を想定したことである。したがって、英語でいう family とは対応できない¹⁾。なお、「戸」は世

帶であり、ここで並べ方はいちおう「家」の上位に置いたが、これも便宜的なものに過ぎない。

ところで、豊県の移民の場合、一般に清の康熙と乾隆年間に移ってきた者が大半を占めていて、移住してから200-300余年たっているものがほとんどである。馮村の隆姓は、明洪武2年(1369)に3人兄弟が、湖北黄州府孝感郷麻城県高岡堰というところから来ている。華巖村と大田埧在住の隆姓が現存する族譜によれば、その移住元の隆姓の祠堂は南陽堂とよばれることがわかる。筆者は1995年、湖北省の麻城県まで足を運んだことがあるが、この隆姓宗族の移住元との足がかりをついぞ掴むことができなかつた。おそらく3人兄弟が入川してそれきり郷里の宗族との連繋が途絶えてしまったかと思われる。

一方では、族譜によって、始遷祖から隆姓の人々の所属する房の系譜図をどうにか溯ることができる。しかし、馮村在住の隆姓は、移住当初から郎溪に定着するようになった第12代目までの歴史を記録した古い族譜が失われたため、宗族に関するかれらの記憶がとぎれてしまい、第13代目の時通・時泰兄弟までしかたどることができない。宗族の系譜を尋ねられても、はっきりした回答は得られない。「都是那幾大房發派下来的」(みんなあの兄弟たちの子孫だ)という程度の認識にとどまっている。

清明会が行なわれていた民国期に、馮村在住の隆姓は移住元となる華巖での清明会に参加するほか、数年ごとにさらにその移住元である郎溪の清明会にもよく出かけたものである。かれらはさらに、「合族」(宗族連合)などによって、県内あるいは涪陵など県外に散らばっていた隆姓宗族の系譜関係についても確認することができ、宗族の結束と地域リニージをたどることができた。

解放後は、清明会が廃止されたものの、宗族成員の序列関係を示す「字派」(世代名)が相変わらず用いられているため、同じ隆姓ならば、たとえ面識がなくても互いに系譜関係を確認することできた。五服以内の宗族成員であれば、「逢年過節、生長滿日」(年中行事・冠婚葬祭・出生祝い・誕生日祝いなど)には、「都要走動」(必ず互いに訪問しあう必要がある)とされる。

しかし、湖広から移住してきた始遷祖から数えて、12代目までの隆姓宗族の分節に関しては、字派を異にしているため、「找不到哪個是老輩子」(互いに誰

が上位世代なのか、わからない）なのである。

1980年代初期からはじまった家庭生産請負制の実施に伴って、県内のごく一部の地域では、清明会の復活や族譜の再編が見られるようになった。しかし、馮村では、個人的に経單簿を大事に保存したり、華厳村・大田垣村から族譜を借りて写したりする者をたまに見かけるものの、清明会の復活や族譜の再編にまでは至っていない。

二 祖先祭祀と清明会

民国期では、祠堂（宗祠）・祭田の有無をとわず、どの宗族も清明会を催し、祖先祭祀を行なっている。清明節に宗族の成員がその始遷祖、または分節の始祖の墓に集まり、祖先祭祀をおこなうということを、四川では「做清明会」という。儀礼が済めば一同は饗宴を楽しむためか、清明会を清明燧ともいう。

民国15年(1926)に編纂された正沖の『隆氏族譜』には、「祖宗雖遠、祭祀不可不誠；子孫雖愚，經書不可不讀。」と記してある。祖先がどれほど遠くても、真心をもって祖先祭祀をせねばならぬ、子孫がどんなに愚かもものであろうと、經書は読まねばならぬということを、諄々と説き聞かせている。宗族によつては、祖先祭祀として清明会の場合もあれば、春祭と秋祭の2回に分けて行なわれる場合もある。宗族の規模が大きいほど、春祭と秋祭をおこなうだけの財力もあり、「族人」（宗族の成員）の結集力も相対的に強くなるようである。

清同治8年(1869)編纂の『涪陵石氏宗譜』には、「家規18則」が記してある。そのなかには、「保護祖塋」（祖先墓の保護）という1か条がある。「……本房外房，互相保護。遠者逐年一掃，勿畏道途之遙；近者逐年兩掃，勿吝物力之難難。……」（自分の房と他の房どうしは互いに助けあうべきである。祖先の墓地から遠く離れた者は年に一度墓参し、道程の遠さを畏れてはならぬ。近い者ならば二度墓参すべきであり、祖先祭祀のために費やされる財力を惜しんではならぬ。）

清の道光年間に、華厳より馮家垣に移住した隆姓の分節は、解放前（1949年まで）の時点ですでに100余年経過し、世代深度も第5代まで数えるようになつ

た。しかし、馮家塙在住の隆姓だけでは、独立した清明会を形成することなく、相変わらず華嚴の朝選公の墓花磴墳とともに祭祀儀礼を行なっていた。

馮家塙への始遷祖である朝選公の三男仕達には、7人の息子が生まれた。長男と五男が夭折し、次男と三男が華嚴にとどまつたままであった。四男正常の子孫も馮家塙に1人も残っていない。民国期には、馮家塙に居住していたのは、仕達の六男正倫と七男正級の子孫たちのみであり、民国31年（1942）には、隆姓の家族がわずか7世帯であった³⁾。のちに第20代である「大」字世代になると、さらに他地域へ移住したり、「乏嗣」（後継ぎになる男子がない）などで、一つの分節として清明会を運営するだけの資金も人手もなかった。「上院子」とよばれる隆姓の親族が住んでいた屋敷の裏山、樓子嶺には、始遷祖仕達の立派な墓地があり、それを囲むかのように、仕達の子孫の墓が並んでいる。

一方では、華嚴での清明会の運営には、「会首」（世話人）が必要だ。それは各家の輪番制で、順繰りに清明会の「值年会首」（世話役）となる。解放直前では、華嚴と馮家塙における隆姓の族長は隆仲良の父大有であった。華嚴での祖先祭祀には「大清明会」と「小清明会」の2種類があり、馮家塙の隆姓が参加するのは前者のほうであり、毎年の参加者が「10幾桌人」で、100人を超えたという。他方、「小清明会」とは、仕達の2番目の兄、仕能の直系親族を中心としたもので、宗族の分節の始祖である仕能の墓梶子墳の前に集まるのである。

このほか、馮家塙や華嚴の隆姓は、朗渓で行なわれる清明会にも数年に一度は参加する。民国17年（1928）、隆姓宗族は大規模な清明会をしたあと、族譜の編纂をしようとしたが、ついぞ実現できなかった。馮村在住の隆姓の古老が語るところによれば、民国26年（1937）、朗渓の清明会に参加した者は「20幾桌」、ほぼ200人とのことである。そして、1940年代のある年に、県城丁字街の寺院を借りて清明会が行なわれた際、出席者が「40、50桌人」、つまり約400人という盛会ぶりだった。そのとき、上海居住の隆姓親族もわざわざ豊県にやってきたという。当時、県城の下街頭に住む「大爺⁴⁾」隆繼三および上街頭の「大爺」隆興勝は主催して、村・郷・県・省のレベルを超えた「合族」（宗族の統合）をはかろうとした。

一方で、安隆橋在住の隆姓宗族は、宗祠と祭田を有していた。清明会に関する

るその族譜の記載をみてみよう。

安隆橋の隆正笏が編纂した『隆氏族譜』によれば、清道光1年(1821)、祖先が占いにより、墓地を灘山塙の青龍嶺に決定した。そこが隆姓の「祖墳」(祖先墓)となった。

「夫有墳風而無祀典，則先靈之血食仍屬闕如。有祀典而無宗祠，則子孫之奉祀無從會聚。步青公乃於道光25年分大家時，勸各房子姪出穀營息，以作祀典。每歲清明，各房子孫無論在鄆在涪，俱到青龍嶺拜掃祖墓一次，以示不忘根本之意。此武字派各房伯叔創興清明会祀典之由來也。」[隆正笏1926：42-46]

(墓地があっても、祭祀をしなければ、祖先が子孫に供養をしてもらえない。祭祀はするものの、宗祠がなければ、子孫たちを寄せ集めることもできない。そこで、道光25年(1846)に分家したおり、歩青公が各房の甥たちに穀物を出し合させて、祖先祭祀するよう勧めた。それからというもの、毎年の清明節になると、鄆都にいようと、涪陵にいようと、各房の子孫は必ず青龍嶺へ集まり、祖先の墓参りをし、みずからのルツを忘れないようにするのである。これが「武」字世代の各房の伯父・叔父たちが清明会の祖先祭祀をはじめた由来である。)この時期における馮家塙に移住したもう一つの隆姓宗族のちょうど「正」字世代に相当する。

そして、隆正笏は清明会に関する族規を定めた。宗族の役員選出の基準については、表1に示した。まず、人望のある者2人を族長と副族長にし、祠堂の運営や宗族の管理などに取り組もらう。さらに公正で信頼のおける者2人を庶務とし、もっぱら祠堂内部の収支および対外交渉にあたらせ、その任期を5年とする。庶務の下に目先の利く者4人を評議員とし、族長を助けさせ、その任期を3年とする。

表1 宗族の役員選出

民国15年(1926)
の隆正笏のこの提案は、時代色を帶びたものであるといえよう。

職名	人数	任期	選出基準
族長・副族長	2名		最上位世代で人望のある者
↑ 庶務	2名	5年	公正で信頼できる者
↑ 評議員	4名	3年	働き手
↑ 族衆			宗族の男子子孫とその配偶者

さらに、清同治8年(1869)編纂の『涪陵石氏家譜』によると、庶務や評議員のかわりに、「族正」という役職も設けられている。その職分は、高齢の族長を助けて宗族の細々とした事務に当たらせることである。

なお、隆正笏は編纂族譜で清明会に費やされる金額についても、細かい規定をしている。「值年辨会者毎次辨会繳用，以30鉄上下為限。此就前清時勢而言。若民国以後生活程度太高，則30鉄又不足，惟有隨時節省，不可糜費而已。如有糜費過多者，則帰承辦者自己墊貼。」

(毎年の清明会に用いられる費用は30鉄までとする。この金額はあくまで清朝の相場によるものである。もしも民国以後、物価が上昇し、30鉄では足りないようならば、節約して行うべきであり、決して無駄遣いしてはならぬ。無駄遣いの度が過ぎる時は、会首にその超過分を出させることとする。)

さらに、「年上50歳者，入祠助祭，由祠支撫轎錢。由涪來鄆助祭者，每年人支撫船錢，量其遠近酌給。以上2条，該值年会首支消。」と規定している。(50歳代以上の宗族成員が清明会に参加する場合、祠堂がその足代を支払う。涪陵より鄆都へ清明会に来た場合は、船賃を支払う。金額のほどは、道の遠近で決めるものとする。) このように、宗族の成員が清明会に出席することを奨励し、さまざまな便宜をはかったのである。

明洪武2年(1369)には、隆族の祖先はすでに豊県に移住してきている。にもかかわらず、隆姓宗族の勢力は県内において、過去も現在も大きなものではない。同じ県内における他姓の大半が清代の移民という事実からみて、「大姓」(有力な宗族)になることは、必ずしも移民の時期の早さに直結するものとは限らないようだ。「移住による成員の減少、病気や貧困などの諸要素も宗族の規模に大きくかかわってくるものである」[M・フリードマン 1966: 22-23]。

隆姓宗族の場合は、湖北から四川に定住するようになってからも、その子孫がみな同じ土地にとどまることなく、同じ県内、隣接県、さらに他省へと移り、非常に頻繁な再移住を数世代ごとに繰り返してきた。地域内での絶え間ない再移住による成員の減少、宗族分筋間の連繋の相対的な弱さが、隆姓宗族を小規模なものに止めさせた主な要因ではないかと思われる。一方では、四川の宗族が東南中国の村落に比べて、その活動がそれほど顕著ではないのは、やはり明

末清初に行なわれた大規模な「湖廣填四川」による移民運動が大きな要因のように考えられる。

三 改革・開放後の変化

1. 解放後の変化

清明会をはじめ、宗族の結合をつねに確認しあい、成員の結束の強化をはかるための伝統的な祖先祭祀は、共産党が政権の座をとり、その影響力が以前と違って村落レベルにまで浸透するようになったのを境目に、すっかり姿を消してしまった。

調査地では、清明会どころか、清明節に「掃墓」（墓参り）という伝統的な風習も豊県の農村から消えてしまった。宗族の活動そのものが封建的、または迷信的なものとして否定され、宗族の歴史を記録した族譜および「経單簿」を保存することでき、「変天帳」をもって、捲土重来の日を企てようとする下心のある者とみなされ、やり玉にあげられていた。一旦発見されれば、ひどい目にあわされる。したがって、族譜および経單簿の保存でさえ非常に難しく、危険を伴なうことであった。

これらの資料喪失の原因として、主として以下の3点が挙げられよう。

- 1) 族譜、または「做道場」（功徳儀礼を行なう）の記録である経單簿などのような「認識された歴史」は、民国期以前においても、喪失された資料が少なくない。その主な原因としては、a. 歴史上のたび重なる戦争で紛失した。b. 戊辰年（1928）、豊県長江の南岸に「神兵活動²⁾」が起きた際に紛失した。c. 親族の不注意で無くした、の三つが考えられよう。
- 2) 1950年代後半から繰り広げられた大躍進運動・「公共食堂」（大衆食堂）の推進、1960年代の文化大革命および「破四旧」などをはじめとする頻繁な政治運動にみまわってきた（ここでいう「四旧」とは、文化大革命の初期に、革命の主な目標として掲げられた四つの古い悪。すなわち、古い思想、古い文化、古い風俗および古い習慣を指している）。そういう運動に恐れをなした農民たちは、族譜や経單簿をもつこと自体に不安感をおぼえ、保

身策としてみずから焼きはらったこともあつただろうし、またほとんどは「繳公」（没収）されたことと思われる。

馮村3組の隆姓も、いわゆる「反封建」（封建的な観念に反対する）という風潮のなかで、ついに族譜や経單簿を何冊か明け渡してしまい、経單簿の2冊だけが辛うじて災難から免れたのである。だが、李姓のある農民がその『李氏族譜』を保存していたことで、封建的な家族観念を伝播しようとする者だとみなされ、農村で民衆の監視下に置かれるという仕打ちをうけたのである。将来、世の中が変わることを願って隠し持っているのだろうと見なされ、その族譜も没収されてしまった。このような理不尽なことは、当時においては枚挙にいとまがない。農民たちはどんなつらい思いで、宗族の大変なものを横暴に持っていかれてしまったことだろうか。

- 3) ほかには、「没有文化」（教育を受けておらず、読み書きのできぬ）の農家の女性が「鞋様子」、つまり、布靴などをこしらえるのに、これらの族譜または経單簿がひき破られてしまったりするようなことも実際によくあった。一般農家の家では、学校へ行く年ごろの子どもがいなければ、「礼節簿子」（冠婚葬祭時の贈与リスト）などの必要な必要最小限のものを除けば、字を書くための紙どころか、紙屑を見つけだすことも困難である。このような現象が生じたのは、ほかでもなく、解放後、宗族の活動が抑えつけられ、宗族への求心力が大いに弱まってしまったことの証拠にはかならない。

2. 改革・開放後の変化

1980年代のはじめから、人民公社は解体され、家庭的生産請負制が行われるようになった。生産関係が以前とは大きく変わったため、生産活動と関連して親族の結合にも新たな動きが各地でみられた。調査地の事例からみると、祖先祭祀における変化としては、つぎの3点が挙げられる。

- 1) 族譜および経單簿の保存と再編
- 2) 清明会の部分的復活
- 3) 「做道場」の復活。

功徳儀礼をはじめ、追善儀礼や葬儀に多大な費用がかけられるようになったことなど、幾つかの事象が新たな動きを現わしている。筆者の調査村においては、功徳儀礼の「做道場」が非常に盛んになり、儀礼の内容を記録した経單簿の作成もなされているが、清明会の復活は見られていない。以下に県内の他地域の事例を少し取りあげてみよう。

1) 族譜及び経单簿の保存・再編

新中国が誕生してこのかた、30数年の間、族譜の編纂は無視されてきた。しかし、1980年代には、全国に譜牒学会が設立され、家乘や族譜の収集および譜牒に関する学術研究も進められるようになった。

図1は「宗親五服」の系譜図、図2に調査地の経単簿にみる「内親外戚」の系譜図を示した。そして、表2は調査村でみつけた経単簿、表3は県档案館に保存された経単簿、表4は豊島の墓制を示しておいた。

豊県においては、1980年代初頭にはじまった家庭的生産請負制の実施に伴い、土地が再び農民の手に戻ってくると、家族や宗族の結束が再び強まり、農民の

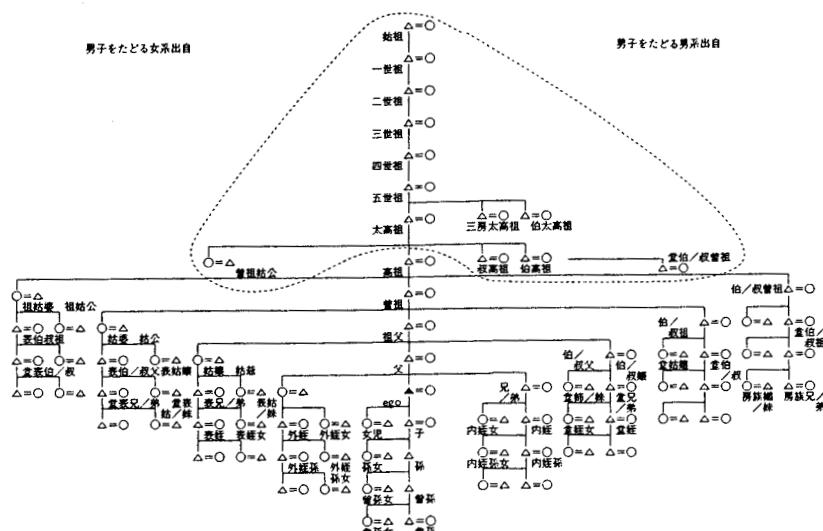


図1 「宗親五服」の系譜図

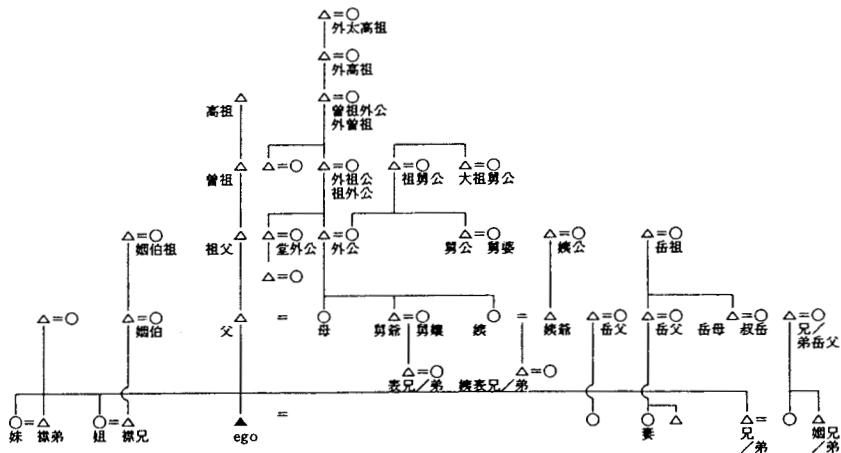


図2 経単簿にみる「内親外戚」の系譜図

経済的・社会的な自律性も取り戻された。他方、集団経済の基盤を失った村・郷は政治的統合性が弱まった。この背景のもとに、1980年代前半に、解放後すっかり姿を消してしまった祖先祭祀を中心とした宗族結合の動きが一部ではあるが、蘇ってきた。農民のうち、一部の有識者が「續譜」（族譜の再編）に関心をもちはじめた。なかでも、族譜再編において特に目立つのは、村・郷・鎮・県クラスにおける農民出身の幹部たちの役割である。

かれらの目的は、「使族人理順代次,若竹子之有上下節而不乱,能够『尊老愛幼』,團結和睦,教育子孫……」などである。つまり、宗族の成員に各自の世代をはっきりさせ、あたかも竹の節目の如く、上下の関係が乱れてはならぬ。これをもって、「年寄りを敬い子どもを大事にし」、團結して互いに仲睦まじくなるよう子孫を教育すべきであるということで、族譜再編の大義名分はごく自然のものであり、誰でも肯ける。

この時期には、族譜の再編にまったく興味を示さない者もいたが、「引火焼身」（みずから身を滅ぼす）の恐れがあるので、様子をうかがっていた農民がむしろ多かった〔塾江県『何氏族譜』1991：11〕。そのため、1980年代前半の族譜再編に際して、非常に慎重なやり方がとられたのである。『竹子黄氏史略1687-1988』の序言では、次のことを強調している。

「『修譜活動』（族譜の再編）に際して、封建的家族の活動をすることは、新たな社会制度が許せないものであり、批判をうけ、中止すべきである。しかし、ここで指摘せねばならぬのは、われわれが批判すべきなのは封建的「宗法家族観念」（宗族の観念）であって、家譜の再編という正当な行為そのものではない。」〔黄少文 1989：2-3〕

当時、みずから宗族の古老に聞き書きをし、族譜の再編に熱心に奔走する幹部はわずかであったが、一部いたのである。そのほとんどは県の党史辨公室勤務の者、あるいは教育関係などの文化人であった。かれらは一般の農民より、政策の変化の流れに対してずっと敏感であり、しかも大胆である。長年の政治運動の後遺症により、多くの農民たちはこの時点では、まだ族譜の編纂などをする勇気がとてもなかった。とはいっても、族譜に興味のある農民は決して少なくはない。かれらの一部には手書きの簡単な系譜図があり、その系譜図や先祖代々の言い伝えにより、五服をこえた同姓と顔を合わせば、すぐに「翻譜」をしたくなるようだ。つまり、どちらの世代が上位なのかによって、互いに親族呼称が違ってくるので、かれらはそれについてよく議論を交わしている。

そのような状況下において、族譜の編纂に対する風当たりが強く、並大抵のことではなかった。支持する者もいれば、また誤りを犯してはと懸命に止めようとする者もかなりいた。したがって、80年代初頭に手がけた族譜は、豊県の場合、族譜や家譜と明記するものが少なく、『竹子黄氏史略』とか、『何氏史集』という形にとどまっているものが多かった。

この時期に編集した族譜では、一族の永続を願って、新しく字派を増やすなど、内容的にそれまでの族譜との共通点はもちろんあるものの、多少異なる点も見られた。その主な相違点は以下の2点である。

- 1) 男女平等の精神にのっとり、宗族の女子子孫をすべて族譜にその名前を入れた場合もあれば、男子子孫がないならば、娘のうち、1人を選んで系譜図に入れた場合もある。娘のみでなく、娘婿まで族譜に入れたのもある。この点は伝統的な族譜に比べてもっとも大きな違いである。そうしたことの理由として、男女平等の主張もあるが、「供外族人尋祖稽考」（将来、異姓の宗族が系譜関係を調べるのに便利だ）と考えられている。

2) 族譜の「家規」（宗族の成員が守るべき規則）という部分が省かれたかわりに、「箴規」や「治家格言」などを入れる場合がある。これらの違いは、伝統的な族譜における「宗法家族観念」（家父長的な要素）を避けたいがためであろう。

2) 清明会の部分的復活

族譜の再編にとりかかる際、参考となる古い族譜・経單簿の大半が失われているため、宗族の各房の古老に聞き書きをし、あるいはかつての宗祠の跡地・「墳園」（墓地）・石碑などの文物を考察することが主な手段となった。宗族の有志を集めて豊県への始遷祖の墓地へ墓参し、小規模ではあるが、清明会を復活させた地域も現われた。

1983年の清明節に、豊県南岸の廂埡郷と隣接の武隆県双河郷に居住している左姓宗族の20数人が、解放後34年ぶりに始遷祖の墓へ参った。始遷祖の墓地の前で祖先祭祀をおこない、墓碑を写したあと、一同は簡単な会食をした。前年の清明節に、廃れた始遷祖の墓地の復元作業をしたのである。これは、豊県における比較的早かった清明会の復活であろう。

一方では、包巒郷花地堡村の黃姓宗族は、県内における長江南岸居住の宗族成員を寄せ集め、清明会をおこなったのも1983年であった。その際、祖先祭祀のあと、饗宴を催し、族規を定めておいた。さらに翌年には、豊県北岸や涪陵在住の宗族成員にも呼びかけ、より大がかりな清明会の開催と族譜再編を予定していた。この儀礼を企画したのは宗族の中における人望の厚い者・村の幹部・県の幹部であった。しかし、事の経緯を知った県政府の干渉により、1984年の清明会はやむなく中止となった。

一方では、近年になると、国家が歴史的文物の保護を明文化し、さらに省・県・郷の各クラスにおいて、地方志の編纂がはじまった。このことが農村における族譜の再編に拍車をかけることになる。1990年代に入ると、族譜の再編ばかりでなく、功德儀礼を記録した経單簿も新たに綴られ、墓地の修繕にも以前より力を入れるようになった。改革・開放後から今日に至るまで、豊県の経済発展は四川省東部の涪陵地区においても、比較的立ち遅れた地域である。さら

に全国レベルからみて四川省は、やはり立ち遅れているようである。

調査地における宗族の復活は、ごく限られた一部の地域であり、しかも甘肅省・山東省などの地域のように、経済発展の装置として、利用価値があるゆえに再興されたという次元のものではない。「宗族の復活には、械闘のようなネガティブな面と社会秩序の安定・経済発展の機会拡大というポジティブな面を合わせ持っている。」[曾士才1995：84-85]だが、包巒郷の事例から明らかなように、豊県政府にとって、宗族の復活がもたらしてくるそのポジティブな面よりも、さまざまな複姓からなる異姓間の紛争を引き起こすかも知れないという懸念のほうが、はるかに大きかったようである。

注)

- 1) 中国の家（jiā）と欧米のfamilyの違いについて、費孝通氏がその著書のなかでこんな事例を挙げている。ある中国人男性が欧米人に誘われた。familyをつれて遊びに来なさいと。欧米人の考え方では、このfamilyはその男性の妻子を意味することは疑いの余地もない。ところが、中国人にとっては、このfamilyの意味はいろいろな解釈がありうるのだ。たとえば、男の両親、兄弟、兄弟の妻なども入れ込むことも考えられるというふうに〔費孝通1998：24-27〕。
- 2) たとえば、大田坝居住の隆姓(第26代目)は、馮村の隆姓(第24代目)とは、14代目で先祖を同じくするが、15代目から登業が新天地を求めて大田坝を離れ華嚴へ移住していった。現在に至っては互いに五服の関係を遙かに超えている。もし族譜がなければ、字派がおそらくかれらの相互の系譜関係を確認する唯一の手段となるといえよう。だが、1980年代から、子どもの命名にあたっては、2文字の名前が好まれるようになり、宗族の中における上下関係を現わす字派が無視されつつある。
- 3) 民国31年編纂『四川酆都県第一区白合郷保甲編査冊』を参照。
- 4) ここでいう「大爺」とは、民国期、四川などにみられた帮会組織である「袍哥」の世話役のこと。
- 5) 豊県の「神兵」が組織されたのは民国16年（1927）の頃であり、多くの貧しい農民が加入していた。民国17年（1928）、豊県崇徳郷で農民蜂起が勃発した時、秦家都・劉朝佐・汪長青などを神主とする神兵がその主力部隊となり、赤軍遊撃隊とともに戦った。のちに民国19年（1930）になると、神主汪長青が陳蘭亭に殺害された〔四川省豊都県地方志編纂委員会1991：488-489〕

[参照文献]

黃少文編纂

1989 『竹子黃氏史略--1687-1988』

左遠來・左明福編

1994 『豊都県廂塙郷武隆県双河郷左氏族譜――1730-1993』

費孝通

1998 『郷土中国・生育制度』北大名家名著文叢 北京大学出版社

Maurice Freedman

1966 [1987] Chinese lineage and Society : Fukien and Kwangtung.

The Athlone Press of the University of London

(『中国の宗族と社会』 田村克己・瀬川昌久訳:弘文堂)

四川省豊都県志編纂委員会

1991 『豊都県志』四川科学技術出版社

李正鵠編纂

1994 『麥地湾李氏族譜』

隆正笏編纂

民国15年(1926)『隆氏族譜』上下冊

隆明玉編・南陽堂置

民国17年(1928)『豐陵大田涪隆氏家譜』

1995 『譚小華家族譜』

民国23年(1934)『張氏家譜』

民国4年(1915)『馮氏家乘』上下卷

民国18年(1929)『復修劉氏宗譜』

清同治8年(1869)『涪陵石氏家譜』

民国期『李氏族譜』

民国期『隆氏族譜』(手抄本)

表2 調査村などでみつけた経單簿（旧暦によるものとする）

No.	所持者	作成年代	死 者	做道場の日時	道士先生
1	隆明哲家 孝士： 隆正義 隆正仁 隆正常 隆正倫 隆正級	同治12年 (1874)	1) 頭妣母蘇老孺人（嘉慶12年12月24日-同治12年4月16日） 2) 副薦頭考隆公諱仕達府君老人	12月28-1月初8	冉陽清 冉永燦 何大德 熊兆榮 張金印 陳子儒 冉來春 陶武章 冉永灝
2	冉広禄家 孝士： 冉永福 冉永祿 冉永寿 未亡人： 冉陳氏	光緒11年 (1886)	1) 頭考冉公諱奇林老人（道光5年12月14日-光緒11年2月初5）	2月12-14日	冉陽清 以下不明
3	冉正平家 孝士： 冉裕璫 冉裕焜 冉裕珽 未亡人： 冉徐氏 主齋慈母： 譚安人	光緒23年 (1898)	1) 頭考冉公諱永松字長青老人（道光24年8月24日-光緒23年3月15日） 2) 祖考冉公諱奇寿老人 3) 祖妣譚老孺人	8月初6-初9	冉來真 (少青) 冉裕飛 熊茂山 高正興 譚易生
4	冉広禄家 孝士： 冉裕昆 冉裕隆 冉裕國 未亡人： 冉王氏	光緒32年 (1907)	1) 頭考冉公永福老人（道光30年10月26日-光緒32年4月12日）	7月26-29日	冉來真 (少青) 以下不明
5	李銘五家 孝男： 李現文 李現武 李現銘 李現忠 李現忠 主齋夫： 李萬章	宣統元年 (1909)	1) 頭妣李母冉老孺人（咸豐7年6月17日-光緒32年4月17日） 2) 同壇副薦3胞弟李現鴻（光緒10年6月初3-光緒32年3月29日）	4月26-28日	永福 以下不明

6	隆明哲家 孝士： 大盛 大明	民国 8 年 (1919)	1) 顯考隆公諱正倫字敦五 老人 (道光23年11月26 日-民国 5 年10月18日) 2) 原名再薦顯妣隆母葉老 孺人 (道光24年10月初 2 - 民国 8 年2月28日)	10月20-25日	冉復興 以下不明
7	冉廣祿家 孝士： 冉裕國	民国16年 (1927)	1) 顯妣冉母王老孺人(咸 豐 9 年 2 月13日-民国16 年4月初 7) 2) 一錄胞兄冉裕隆 (光緒 7 年 5 月11日-民国良年 利月吉日吉時)	冬月14-17日	冉復興 以下不明
8	李銘五家 齋士： 李國傑 李國彬 李國倫 李國盛 李國信 哀妻： 陳氏	民国18年 (1929)	1) 顯考李公諱現文字兆廷 老人 (光緒 6 年 9 月初 2 -民国18年正月初10)	正月15-18日	徹安 以下不明
9	林明祿家 齋士： 林明福	民国29年 (1940)	1) 祖妣林母法諱榮祿余老 孺人 (同治 2 年正月15日- 民国19年正月初 4 日)	不明	不明
10	陳永孝家 孝孫： 陳世發 陳世富	民国34年 (1945)	1) 祖妣陳母法名真明李老 孺人 (咸豐 5 年腊月20日- 民国14年冬月13日) 2) 一壇同薦顯考陳公萬乾 字紹諱老人 (光緒7年 冬月26日-民国34年腊月2 6日) 3) 一壇同薦顯妣陳母黃老 孺人 (光緒 6 年冬月初 1 - 民国32年 9 月12日)	6 月20-24日	徹安 以下不明
11	林明祿家 齋士： 林永華 林永貴 林小平 林紅斌 林紅川 林紅生 林紅波	1993年	1) 祖考林公諱光清老人 (光緒26年10月14日-1952 年正月初 6) 2) 同壇薦為祖妣林母馮世 禎老孺人(光緒28年5月17 日-1957年) 3) 同壇再薦祖妣林母陳光 蓮老孺人(民国16年 4 月 初 5 -1983年冬月27日)	7月17-19日	徹安 陳永華 余子清 何家全 陳在榮 楊家錫 家祭礼生： 林覺悟 譚良倫 李銘五 馮伯清

12	南岸向家 孝侄： 向厚書	民国20年	1) 伯妣向母周老孺人（光緒29年7月4日 - 民國8年10月，享年26歳） 2) 薦伯兄向厚福(民國14年6月22日 - 民國17年8月6日，享年3歳)	冬月21-23日	續奎 書写人： 曾玉山
13	南岸胡家 孝男： 胡永祿 胡永寿		1) 慈惠顯妣胡母法諱果福 何老孺人（咸豐7年冬月 14日 - 民國18年10月17日， 享年72歳）	桂月（8月）21-26日	續翔 利緣人： 毛駿發 何光堯 何光千 李植三 陳金淮 秦雲山 孫故興 秦樹枝 繫扎師： 陳吉祥 陳立罡 陳朝福 陳朝欽 香燭師： 譚沛林 典作師： 李德壽

表3 県档案館に保存された経單簿

No.	所持者	作成年代	死 者	做道場の日時	道士先生
1	南岸冉家 孝士： 冉寛政 冉寛萬 冉寛恒 冉寛明 主薦妻： 冉江氏	民国21年 (1932)	1) 顯考冉公諱登海老大人 (同治8年11月初8-民国 19年8月15日) 2) 夫冉寛政又念故室人冉 劉氏(光緒28年3月29日- 民国19年3月23日) 3) 夫冉寛萬再念故室人冉 余氏(光緒28年3月19日- 民国17年3月24日)	腊月初7-14日	近智 門國堂 張家福 張家寿 余海堂 余受其
2	南岸敖家 孝士： 敖承龍 主薦妻： 敖萬氏	民国35年 (1946年)	1) 正薦亡人伯考敖公諱文 碧老大人(同治11年2月 14日-民国30年腊月13日) 2) 顯考敖公諱文瑞老大人 (同治13年腊月初8-民国2 4年5月) 3) 附薦亡人故外公萬光富 (光緒2年2月初3-民国 34年正月初1) 4) 顯妣敖母李老孺人(光 緒2年腊月初7-民国3 年)	9月15-20日	上智 余近智 孫大智 孫定遠 孫明遠 孫輝遠

表4 豊都県の墓制

No.	名 称	材 料	成 立 年 代
1	生基	石(門石)	明代末期、万暦年間(1573年)以後のもの。比較的裕福な 家が作る墓。
2	筈箕墳	石	順治(1644年)末期から乾隆(1736年)初頭の間に多くみら れる。筈箕のような円形を呈しているので、名付けられ た。中には、乱石堆もあれば取墳もある。
3	三滴水	石	清代半ば、乾隆年間以後のもの。
4	牙棚子棺(櫓)	石	清末から民国初頭にかけてのもの。
5	磨礲墳	石	形は「磨礲」のような石の形をしていいるので、名付けられ た。
6	乱石堆	石	
7	土堆々	土	